

スクリーニングの判定基準について

令和6年7月19日(金)

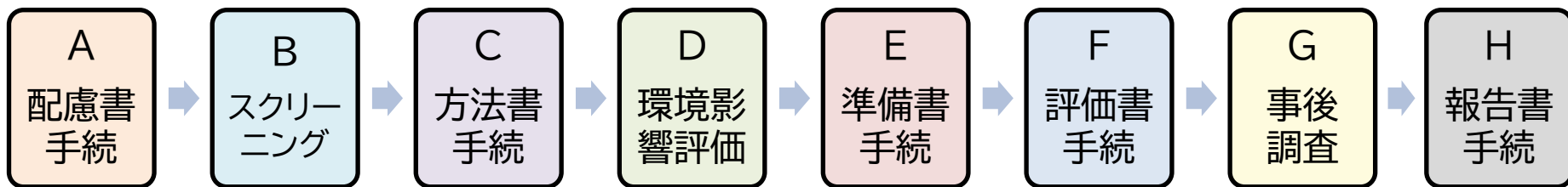
熊本市環境政策課

- 1 スクリーニングの手続の流れ
- 2 本市のスクリーニングの判定基準
- 3 本市の地域特性に関する判定基準

1 スクリーニングの手続の流れ

(1) スクリーニングについて

スクリーニングとは、環境影響評価手続のうち、事業特性や地域特性、事業実施による環境への影響を考慮し、環境影響評価を行うかどうかを判定するもの。



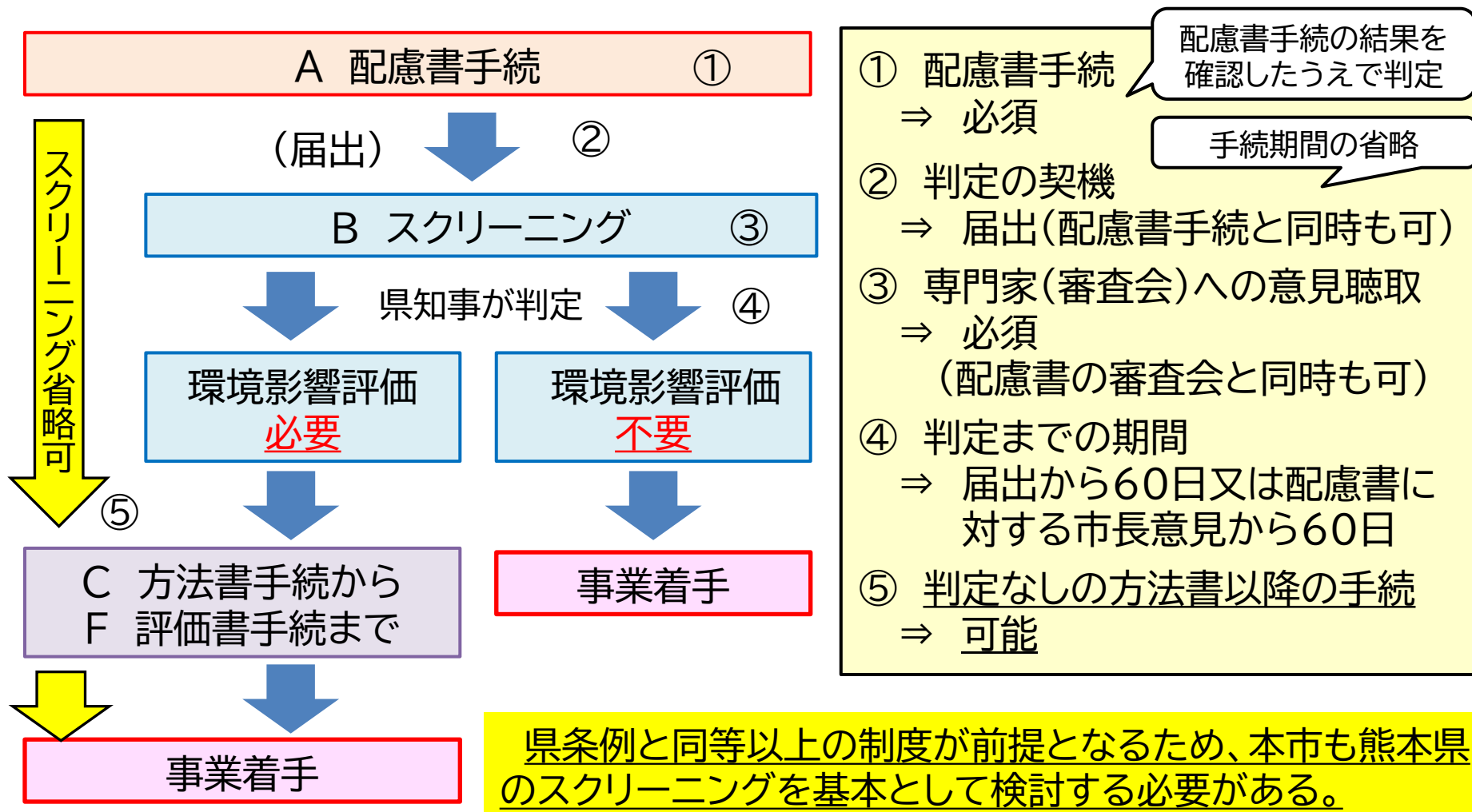
手続方法	手続内容	他自治体の状況	県の状況
A 配慮書手続	重大な環境影響を回避・低減するため、事業計画の早期段階(事業の位置や規模などの検討段階)において、簡易的に調査、予測、評価を行う手続	42/68自治体で規定 14/19政令市で規定	○ (規定)
B スクリーニング	事業特性や地域特性、事業実施による環境への影響を考慮し、環境影響評価を行うかどうかを判定する手続(事業者の任意による手続)。	21/68自治体で規定 5/19政令市で規定	× (規定予定)
C 方法書手続	「配慮書手続」で決定した事業計画の環境影響評価を適切に行うために、どのような項目について、どのような方法で調査、予測、評価を行うかを定める手続	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
D 環境影響評価	「方法書手続」で決定した項目や方法に基づいて、調査、予測、評価を実施し、環境保全対策を検討しながら、環境影響を総合的に評価するもの	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
E 準備書手続	「環境影響評価」で実施した調査、予測、評価の結果や環境保全対策を検討した結果を取りまとめる手続	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
F 評価書手続	「準備書手続」で取りまとめた結果に対する意見を踏まえ、必要に応じて見直した上で、最終的に環境影響評価の結果を取りまとめる手続	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
G 事後調査	予測の不確実性が大きい環境保全対策や実績が少ない環境保全対策を実施する場合に、工事中や供用開始後に環境影響を把握するために調査を行うもの	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)
H 報告書手続	「事後調査」を実施した結果やこの調査により判明した環境影響に対する環境保全対策について工事終了後に取りまとめる手続	68/68自治体で規定 19/19政令市で規定	○ (規定)

1 スクリーニングの手続の流れ

(2) 熊本県のスクリーニングの流れ(予定)

令和6年度以降に導入予定

熊本県のスクリーニングでは、国では任意となっている配慮書手続を必須とし、判定にあたっては、環境影響評価に関連する環境分野の専門家の意見聴取を必須とする予定。



1 スクリーニングの手続の流れ

(3) 配慮書手続について

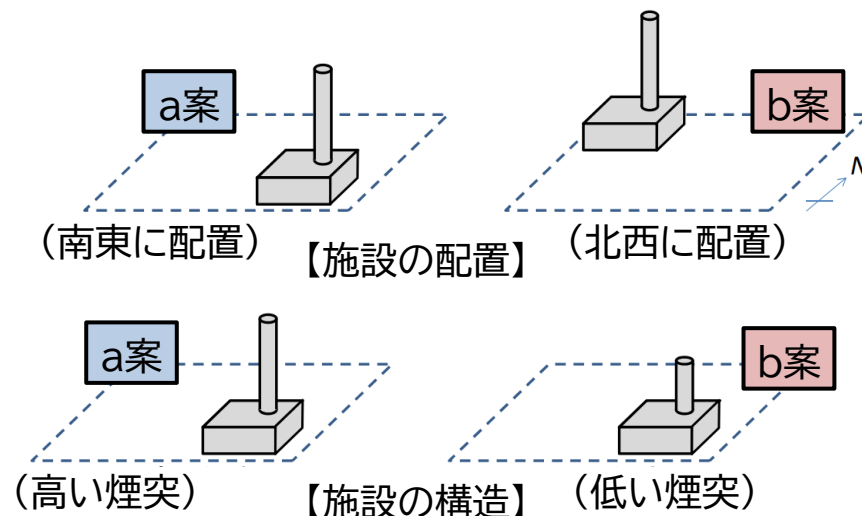
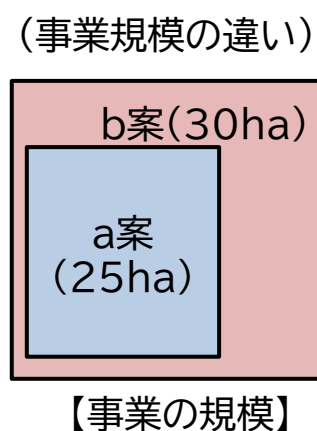
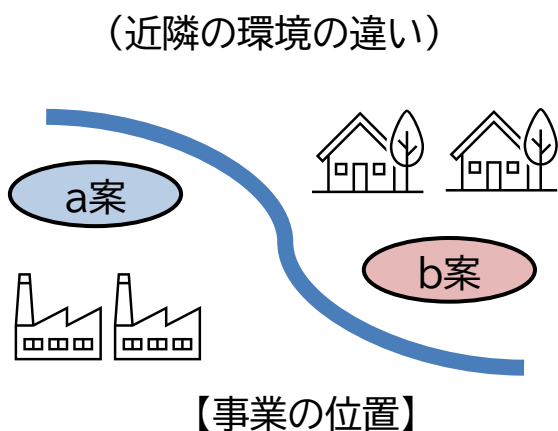
簡易的に環境影響評価

① 配慮書手続の概要

対象事業の実施による**重大な環境影響を回避・低減するため**、事業の位置や規模等を検討する事業計画の早い段階で複数案を検討し、事業による環境影響を踏まえて**既存文献等により簡易的に調査、予測、評価を行う手続**。

※ 複数案が現実的でない場合は単一案となる場合もある。

<複数案のイメージ>



(簡易的な環境影響評価)



複数案ごとに環境影響の程度を比較・検討し、事業の位置や規模、施設の配置、施設の構造などを決定する。

1 スクリーニングの手続の流れ

(3) 配慮書手続について

② 配慮書手続での環境影響評価

原則、重大な影響を受けるおそれがある項目を対象に既存文献等で簡易的に調査、予測、評価

対象事業の事業特性を把握しつつ、周辺環境の地域特性について既存文献等を用いて調査し、また、対象事業の実施による環境影響を予測したうえで、環境関連の法規制や目標との整合、環境影響の回避・低減がなされるかどうかについて評価を行うもの。

事業特性	地域特性(自然的状況・社会的状況)
対象事業の種類、事業実施想定区域の位置、対象事業の規模、対象事業の工事計画の概要等	大気環境、水環境、生態系、景観、環境配慮施設の配置、環境関連の法規制・目標等

対象事業の実施による環境影響の程度を把握・評価

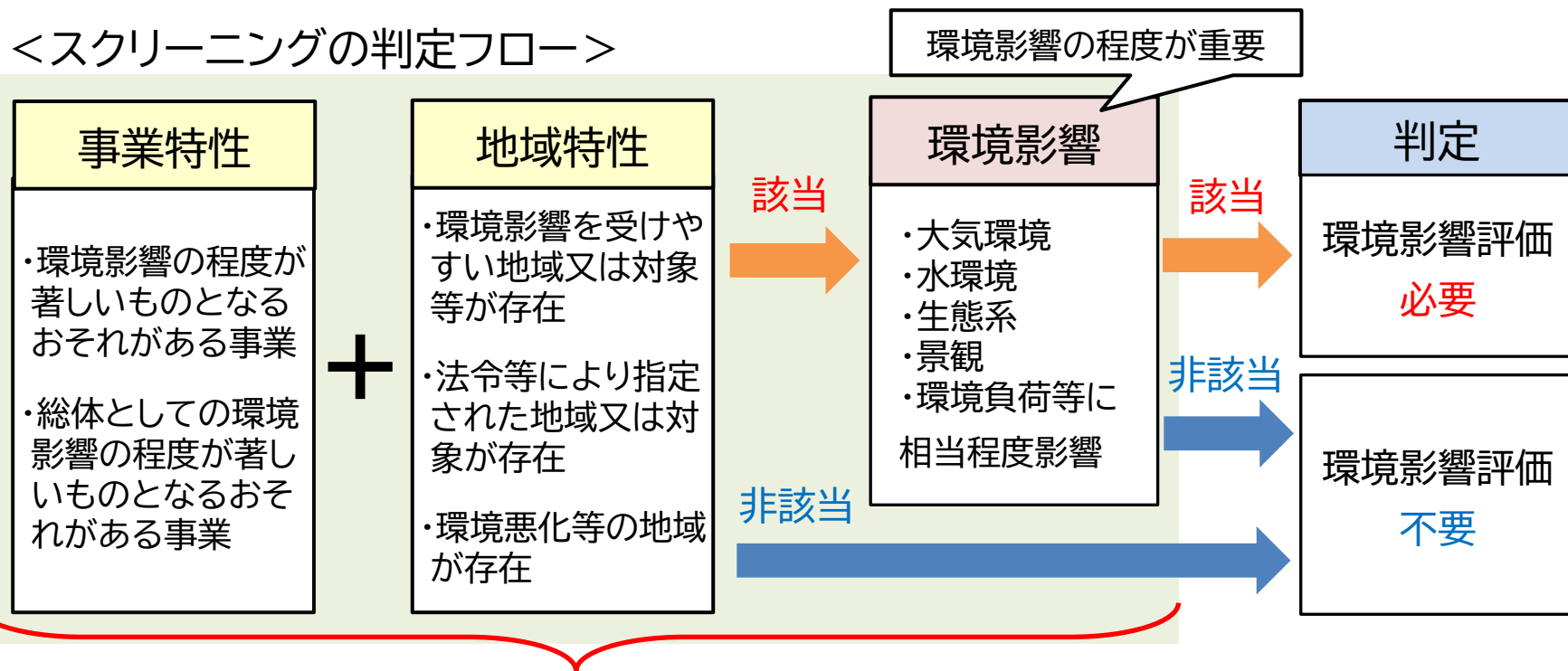
環境要素		環境影響評価(例)
大気環境	大気質 二酸化窒素・粉じん等	大気汚染に係る環境基準を下回り、回避・低減されている。
	騒音・振動・低周波音・悪臭等	騒音規制法の規制基準を下回り、回避・低減されている。
水環境	水質 水の汚れ・濁り等	水質汚濁に係る環境基準を下回り、回避・低減されている。
土壌環境	地形及び地質・地盤・土壌等	重要な地形及び地質への影響が小さいと考えられる。
生態系	動物・植物・地域の生態系等	生息する重要な動物への影響が生じるものと考えられる。
景観	主要な眺望点・景観資源等	良好な景観の形成に影響が生じるものと考えられる。
上記のほか、廃棄物・放射線の量・文化財等		文化財の直接改変はなく、影響は想定されない。

1 スクリーニングの手続の流れ

(4) スクリーニング及び判定フローについて

「事業特性」や「地域特性」、事業実施による「環境への影響」を考慮し、**環境影響評価の要否を判定する手続**。事業者の任意による手続であり、スクリーニングを行わずに、方法書以降の手続を行うこともできる。

<スクリーニングの判定フロー>



配慮書手続等で整理した情報をもとに、スクリーニングの判定基準と比較しながら、環境関連の法規制や目標との整合など環境影響を考慮して手続の要否を判断する。

1 スクリーニングの手続の流れ

(5) 手続を省略する場合の課題と対応

事業者がスクリーニング時点で評価した環境影響でしか判断できない。

事業者の事業計画に関して、スクリーニングにより環境影響評価手続不要となった場合は、方法書以降の手続が省略されることになるため、事業着手後に生じた実際の環境影響などは評価することができない。

スクリーニングで環境影響評価手続を省略する場合であっても、事業着手後に事業計画で想定していた環境影響の範囲内であるか確認を求める。

<本市のスクリーニングの手続フロー> → 全ての手続を行う場合 → スクリーニングで手続を省略する場合

環境影響の程度
が小さい場合

事業着手

事業着手後の環境影響を確認し、市に報告書を提出

(事業者)

配慮書手続

スクリーニング

方法書手続

環境影響評価

準備書手続

評価書手続

事業着手

事後調査

報告書手続

事業者は、事業着手後の環境影響を求めることで、実際に環境影響が生じた場合には、市が事業者に対して追加の環境保全措置等を求めることができる。

2 本市のスクリーニングの判定基準

(1) 前回のスクリーニングの判定基準について

前回は、便宜上、「**一般地域**」と「**指定地域**」に分けて、一般地域は熊本県と同様に「**建替等事業**」に限定した判定基準、指定地域は国と同様に「**建替等事業以外も対象**」とした判定基準とすることとして説明。

<前回のスクリーニングの判定基準>

指定地域は、県の対象事業よりも小規模な事業も対象とし、環境影響に応じて手続の要否を判断する。

① 以下に該当する場合に環境影響評価**不要**と判断する。

ア **一般地域**では、事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められない又は改善するもの【**熊本県と同様に建替等事業に限定した判定基準**】

イ **指定地域**では、一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないもの【**国と同様に建替等事業以外も対象とした判定基準**】



ただし、本市の環境影響評価制度は、熊本県の環境影響評価制度と同等以上の制度とする必要があるため、**県の規模要件以上の事業は、「一般地域」、「指定地域」に限らず、県と同様の判定基準とする必要がある。**

そのため、「指定地域」であっても、**県の規模要件以上となる事業**は、県と同様に「**建替等事業に限定した判定基準**」とする必要がある。

2 本市のスクリーニングの判定基準

(2) 第1種事業と第2種事業について

- 第1種事業 … 市内全域を対象として、県の対象事業の規模要件以上となる事業
- 第2種事業 … 指定地域を対象として、県の対象事業の規模要件未滿かつ50%規模以上となる事業

(例) 本市で工業団地の造成事業が行われる場合

事業規模	一般地域で実施される事業	指定地域で実施される事業	備考
25ha以上	第1種事業	第1種事業	県条例では <u>アセス必要</u>
25ha未滿 12.5ha以上	アセス不要	第2種事業	県条例では <u>アセス不要</u>

<基本的な考え方>

- 市内全域を対象に、県が環境影響評価を求めている規模要件以上の事業は「第1種事業」として設定し、原則、建替等事業を除き環境影響評価を求める。
- 指定地域では、より小規模な事業でも環境保全が必要な場合があるため、「第2種事業」として設定し、スクリーニングにより環境影響評価の要否を個別に判定する。

2 本市のスクリーニングの判定基準

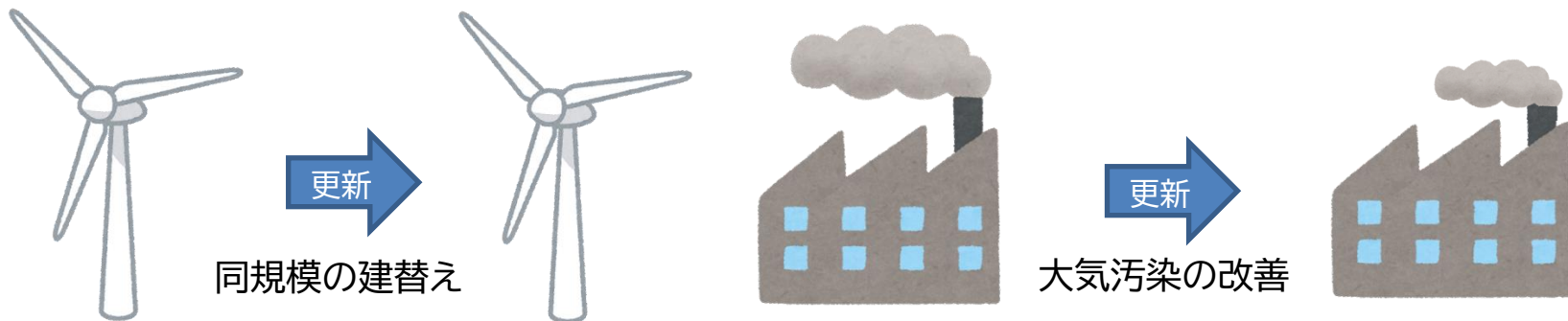
建替等事業に限定したスクリーニングのみ可
(基本的にアセス必要)

(3) 第1種事業と第2種事業の判定基準の違い

第1種事業

環境影響の明確な変化が認められない又は改善するものの場合に環境影響評価は不要

大規模事業



※ 本来、対象事業の規模要件以上であれば、一律に環境影響評価が必要であるが、上記のような場合は不要とするもの。

第2種事業

一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないものの場合に環境影響評価は不要

中規模事業



※ これまで環境影響評価の対象とならなかった事業にも環境配慮を求め、環境影響が小さいと判断できる場合(環境目標や規制基準の超過がない場合など)には環境影響評価は不要とするもの。

2 本市のスクリーニングの判定基準

(4) 見直し後のスクリーニングの判定基準(案)

厳密な言い回しに修正

本市のスクリーニングの判定基準は、第1種事業は熊本県と同様の判定基準(建替等事業に限定)、第2種事業は国と同様の判定基準とする。

① 以下に該当する場合に環境影響評価不要と判断する。

県と同様

事業
特性

ア 第1種事業では、事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められない又は改善するもの

イ 第2種事業では、一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないもの

国と同様

② ただし、以下のいずれかに該当する場合は、環境影響評価必要と判断する。

地域
特性

ア 環境影響を受けやすい地域又は施設が存在し、かつ、当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるもの

イ 環境保全を目的とした法令等により指定された地域等が存在し、かつ、環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるもの

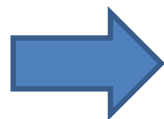
ウ 環境基準等を超過する地域等が存在し、かつ、環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるもの

3 本市の地域特性に関する判定基準

(1) 国、熊本県の地域特性に関する判定基準

- 国、熊本県の地域特性に関する判定基準を比較した結果は、下表のとおりである。
- 熊本県では、「ア 環境影響を受けやすい地域又は対象等」、「ウ 既に環境影響が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域」は、国の判定基準と同様に設定。
- ただし、「イ 環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象」は、**国が定める地域等に加え、県が条例で定めている地域等を設定。**

スクリーニングの判定基準		国	熊本県
地域特性	ア 環境影響を受けやすい地域又は対象等が存在し、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合 (例:閉鎖性の高い水域、学校・病院・住居等が集合している地域 等)	○	○ (国と同様)
	イ 環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象*が存在し、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合 (例:自然公園法の国立公園等の区域、自然環境保全法の自然環境保全地域 等)	○	○ (独自設定)
	ウ 既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が存在し、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合 (例:大気汚染、水質汚濁等に係る環境基準が確保されていない地域 等)	○	○ (国と同様)



「環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象」は、本市の条例で定めている地域等を踏まえて検討する必要がある。

3 本市の地域特性に関する判定基準

(2) 熊本県の法令等で指定された地域又は対象

熊本県は、地域特性の判定基準の中で下表のとおり環境保全の観点から法令等で指定された地域等を定めることとしている。

■ 熊本県が独自に追加している地域

	法令名	対象地域等	市該当
1	自然公園法	国立公園又は国定公園の区域	－
2	熊本県立自然公園条例	県立自然公園の区域	○
3	自然環境保全法	原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域	－
4	熊本県自然環境保全条例	自然環境保全地域	－
5	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	世界文化遺産(不動産に限る。)又は自然遺産の区域	－
6	都市緑地法	緑地保全地域又は特別緑地保全地区	－
7	絶滅のおそれのある野生生物の種の保全に関する法律	生息地等保護区の区域	－
8	熊本県野生生物の多様性の保全に関する条例	生息地等保護区の区域	○
9	森林法	保安林の区域	○
10	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の区域	○
11	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	湿地の区域	－
12	文化財保護法	名勝又は天然記念物(標本等の個体を除く。)	○
13	熊本県文化財保護条例	県史跡名勝天然記念物(標本等の個体を除く。)	○
14	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存区域	－
15	都市計画法	風致地区の区域	○
16	熊本県景観条例	景観形成地域又は特例施設届出地区	対象外
17	上記のほか、環境保全のため法令等により指定された地域		

○:市域で該当する対象地域等がある ー:市域で該当する対象地域等がない 対象外:市域が法令の対象外である

3 本市の地域特性に関する判定基準

(3) 本市の法令等で指定された地域又は対象

- 熊本県下での環境保全の観点の整合を図ること、また、今後、これらの地域等が指定される可能性も想定されることから、原則、熊本県が定める地域等とする。
- ただし、本市独自で条例で定めている地域等もあることから次の地域等を加える。

<追加する地域(法令)>

①,②:指定地域との整合

① 環境保護地区 (熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例)

- 本市の市街地周辺の貴重な緑地や自然環境の保全等を目的として指定した地区。
(例:砂取環境保護地区、高平一丁目立野環境保護地区等(計13箇所))

② 市史跡名勝天然記念物 (熊本市文化財保護条例)

- 本市の歴史上又は学術上価値の高い遺跡や芸術上又は鑑賞上価値が高い名勝地等。
(例:健軍神社境内(史跡)、瑞巖寺跡(名勝・史跡)、天社宮の大クスノキ(天然記念物)等)

③ 景観形成地区又は特定施設届出地区の区域 (熊本市景観条例)

- 本市の良好な景観の形成上重要な地区及び良好な景観の形成を図る必要がある区域。
(例:熊本空港周辺景観形成地区(景観形成地区)、国道3号線の一部区間等(特定施設届出))

※ 熊本市は独自で条例を制定しているため、熊本県の景観条例の対象外となる。

3 本市の地域特性に関する判定基準

(4) 本市の法令等で指定された地域又は対象(案)

熊本県の地域等に加え、「環境保護地区」、「市史跡名勝天然記念物」、「景観形成地区又は特定施設届出地区」を追加する。

■ 熊本市が独自に追加を予定している地域

	法令名	対象地域	市該当
1	自然公園法	国立公園又は国定公園の区域	—
2	熊本県立自然公園条例	県立自然公園の区域	○
3	自然環境保全法	原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域	—
4	熊本県自然環境保全条例	自然環境保全地域	—
5	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	世界文化遺産(不動産に限る。)又は自然遺産の区域	—
6	都市緑地法	緑地保全地域又は特別緑地保全地区	—
7	熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例	環境保護地区	○
8	絶滅のおそれのある野生生物の種の保全に関する法律	生息地等保護区の区域	—
9	熊本県野生生物の多様性の保全に関する条例	生息地等保護区の区域	○
10	森林法	保安林の区域	○
11	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の区域	○
12	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	湿地の区域	—
13	文化財保護法	史跡名勝天然記念物	○
14	熊本県文化財保護条例	県史跡名勝天然記念物	○
15	熊本市文化財保護条例	市史跡名勝天然記念物	○
16	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存区域	—
17	都市計画法	風致地区の区域	○
18	熊本市景観条例	景観形成地区又は特定施設届出地区	○
19	上記のほか、環境保全のため法令等により指定された地域		

○:市域で該当する対象地域等がある —:市域で該当する対象地域等がない